

【石巻市地域防災計画改訂案について】

津波災害対策編に係る改訂内容の一部追加について

本市は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い津波が発生した場合に、特に著しい津波災害が生ずるおそれがあるため津波避難対策を特別に強化すべき地域である「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震津波避難対策特別強化地域」に指定されており、指定された自治体は、「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生する津波から避難するため必要な緊急に実施すべき事業に関する計画（津波避難対策緊急事業計画）」を作成することができることとされております。

この津波避難対策緊急事業計画を作成するにあたり、「石巻市地域防災計画（日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画）」に「津波避難対策緊急事業計画の基本となるべき事項」を定める必要があることから、今回、本市が決定したその基本となるべき事項である事業の種類、区域、目標及び達成期間を新たに「石巻市地域防災計画（日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画）」に位置付け、追記するものです。

（表1・2参照）

なお、令和5年10月に開催した防災会議において、「石巻市地域防災計画」は、「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画」を兼ねることとして位置付けております。

石巻市地域防災計画（津波災害対策編）への追加箇所

新旧対照表17頁（新規追加）※青字記載箇所

第1章 第2.9節「津波避難対策緊急事業計画の基本となるべき事項」

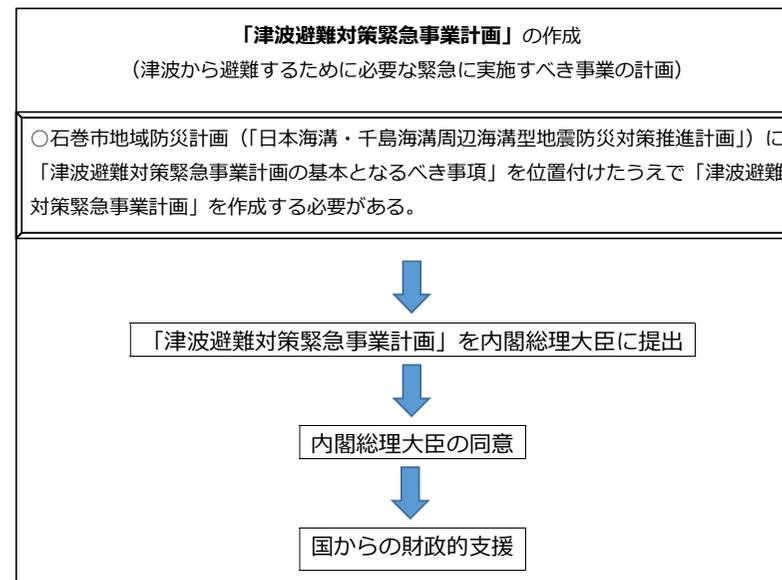
第1 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震津波対策特別強化地域

第2 津波避難対策緊急事業計画の作成

※新旧対照表の赤字記載箇所については、第2回防災会議における承認内容となります。

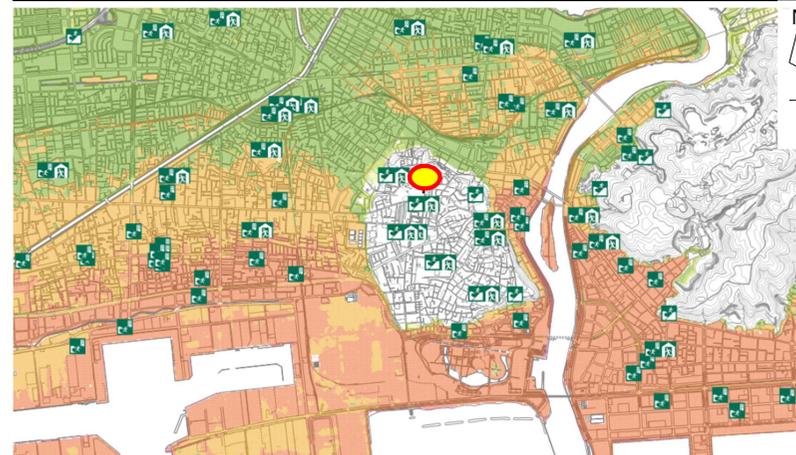
（表1）日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震津波避難対策特別強化地域

石巻市は「特別強化地域」に指定



（表2）津波避難対策緊急事業計画の基本となるべき事項

津波から避難するために必要な緊急に実施すべき事業の種類	津波避難対策緊急事業を行う区域	目標	達成期間
避難場所の整備事業	羽黒町二丁目地区	1箇所	令和8年度～令和9年度



説明資料

1 「津波避難対策緊急事業計画の基本となるべき事項」について

本市では津波避難対策緊急事業計画の基本となるべき事項として、「避難場所の整備事業」を「津波避難対策緊急事業」に位置付けました。本事業の実施区域は「羽黒町二丁目地区」として、本市が以前から利活用を検討していた「北鱒山墓地跡地」です。

(表3参照)

この北鱒山墓地跡地は、市有地有効活用検討委員会において、「北鱒山墓地跡地広場整備事業」として、石巻市総合体育館の駐車場などとして利用する広場を整備することが決定されたものです。

この事業にて整備する広場を「津波から避難するために必要な避難場所」としても活用することにより「津波避難対策緊急事業（避難場所の整備事業）」の整備とみなすことが可能となり、「津波避難対策緊急事業計画」を作成することで国からの財政的支援が見込まれるものです。(表1参照)

「津波避難対策緊急事業計画」を作成するにあたっては、同広場の整備事業を「津波避難対策緊急事業計画の基本となるべき事項」として、今回の改訂により「石巻市地域防災計画（「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震津波避難防災対策推進計画」を兼ねる）」に位置付け、追記するものです。(表2参照)

2 整備場所の使用方法

(1) 通常時

通常時は、石巻市総合体育館の駐車場などの広場として利用します。

現在の北鱒山墓地跡地の駐車可能台数は約150台であり、本事業により新たに約200台分の駐車場を整備します。

これにより、同跡地では約350台の自動車が駐車可能となります。

(表4参照)

【内訳】現在の駐車スペース：①（用途：駐車場）約150台
 新たな駐車スペース：②（用途：駐車場）約90台
 新たな駐車スペース：③（用途：広場）約110台

(2) 緊急時（災害時）

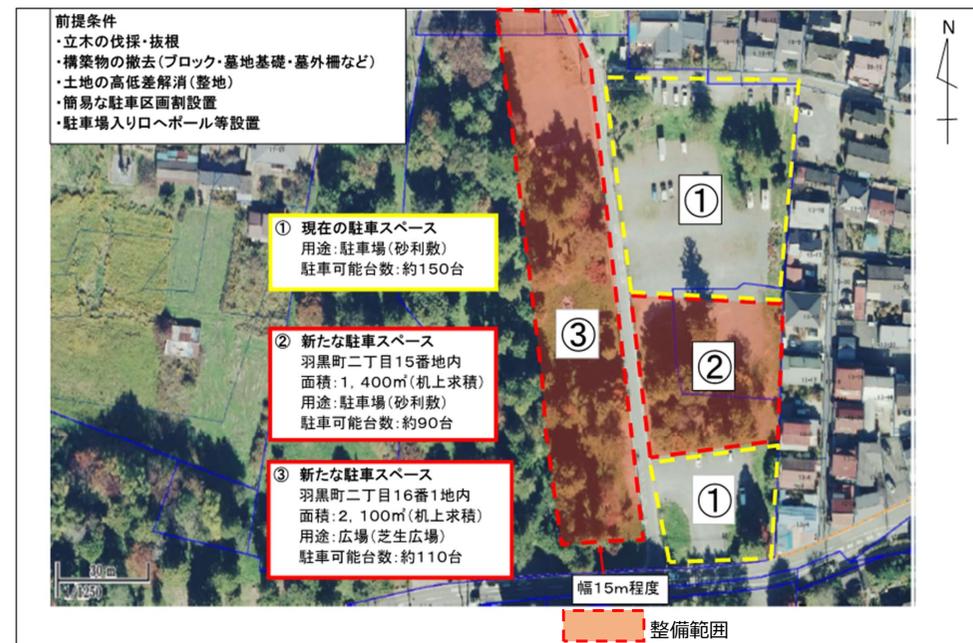
有事の際には、津波避難のための「避難場所」として利用します。

自ら避難することが困難であり、円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を必要とする「避難行動要支援者」等の自動車避難場所としての活用も可能となります。

(表3) 位置図（羽黒町二丁目地区）



(表4) 位置図（詳細）



【 Q&A 】

Q1) 「特別強化地域」や「津波避難対策緊急事業計画」などの根拠となる法令は？

- A) 根拠法令は「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成6年10月23日施行）」となります。

Q2) 「北鰐山墓地跡地広場整備事業」の具体的な整備内容は？

- A) 表4を参照願います。

本整備事業は羽黒町二丁目地区の北鰐山墓地跡地を、石巻市総合体育館の駐車場などの広場として、令和8年度から令和9年度までの2か年計画により整備を行うものです。

羽黒町二丁目15番地内にある立木を伐採し、約1,400㎡の未整備範囲を砂利敷駐車場として拡大するとともに、その向かい側西側である羽黒町二丁目16番1地内の市道に隣接する幅約15メートル内にある立木を伐採し、約2,100㎡の範囲を芝広場として整備を行います。（整備面積約3,500㎡）

あわせて、立木の伐採伐根、構造物（ブロック・墓地基礎・墓外柵など）の撤去、土地高低差解消のための整地、簡易的な駐車場区画設置、駐車場入口ポール等の設置を行います。

本事業で整備した広場を、緊急時は「徒歩避難者」及び「避難行動要支援者」等の津波避難のための一時避難場所として活用します。

Q3) 整備する「北鰐山墓地跡地」の駐車スペースはどれくらいになるのか？

- A) 説明資料の項目2「整備場所の使用法」を参照願います。

現在の「駐車スペース①」では、約150台の駐車が可能となっています。

本事業により新たに約200台分の駐車スペースを整備することで、合計約350台の駐車が可能となります。

Q4) 災害時の一時避難場所として位置付けるメリットは？

- A) 整備場所を災害時における津波避難のための避難場所として使用することで、「徒歩避難者」及び「避難行動要支援者」等が利用するための高台避難スペースの拡充が図られます。

Q5) 緊急時（災害時）には車で避難することも可能なのか？

- A) 本市の津波避難行動の原則は、あくまでも安全な場所等への「徒歩避難」であり、自ら避難することが可能である方は、徒歩避難により津波浸水想定区域外、又はより高く安全と思われる場所を目指した避難を行う必要があるため、これらの「徒歩避難者」の高台避難スペースとして活用します。

あわせて、自ら避難することが困難であり、円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を必要とする「避難行動要支援者」等の自動車避難場所としての活用も可能となります。

Q6) 防災倉庫は設置するのか？

- A) 災害時、避難者が使用するための防災資機材等を収納するための防災倉庫を設置する予定です。

Q7) 総事業費として、市の歳出費用はいくらになるのか？

- A) 現在のスケジュールとして、令和8年度に実施設計を行い、令和9年度に整備工事を行う予定です。内訳は実施設計に要する費用が870万円、整備工事に要する3,300万円の合計4,170万円が総事業費となります。このうち、2,780万円を国庫補助金である「津波避難対策緊急補助金（防災・安全交付金）」（※補助率2/3）を活用し、対応する予定です。